

第9次串間市高齢者保健福祉計画

第8期串間市介護保険事業計画

概要版

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、子どもや障がい者などを含む全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すとともに、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るものとして、「第9次串間市高齢者保健福祉計画・第8期串間市介護保険事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、本市における高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般について定めた計画として、老人福祉法に定められた「市町村老人福祉計画」と介護保険法に定められた「市町村介護保険事業計画」を一体とした計画であり、計画期間を、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の3年間として定めたものです。

3 計画策定体制及び進行管理

本計画の策定にあたっては、「串間市高齢者保健福祉計画等審議会」を設置し、検討・審議を行うとともに、住民等の意見を反映するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査、介護保険事業所実態調査、パブリックコメントを実施しました。

今後は、「串間市高齢者保健福祉計画等審議会」において、高齢者保健福祉事業・介護保険事業の各事業の進捗状況を把握・整理し、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する「P D C Aサイクル」を活用した、計画の点検・評価に努めます。

II 串間市を取り巻く高齢者の現状

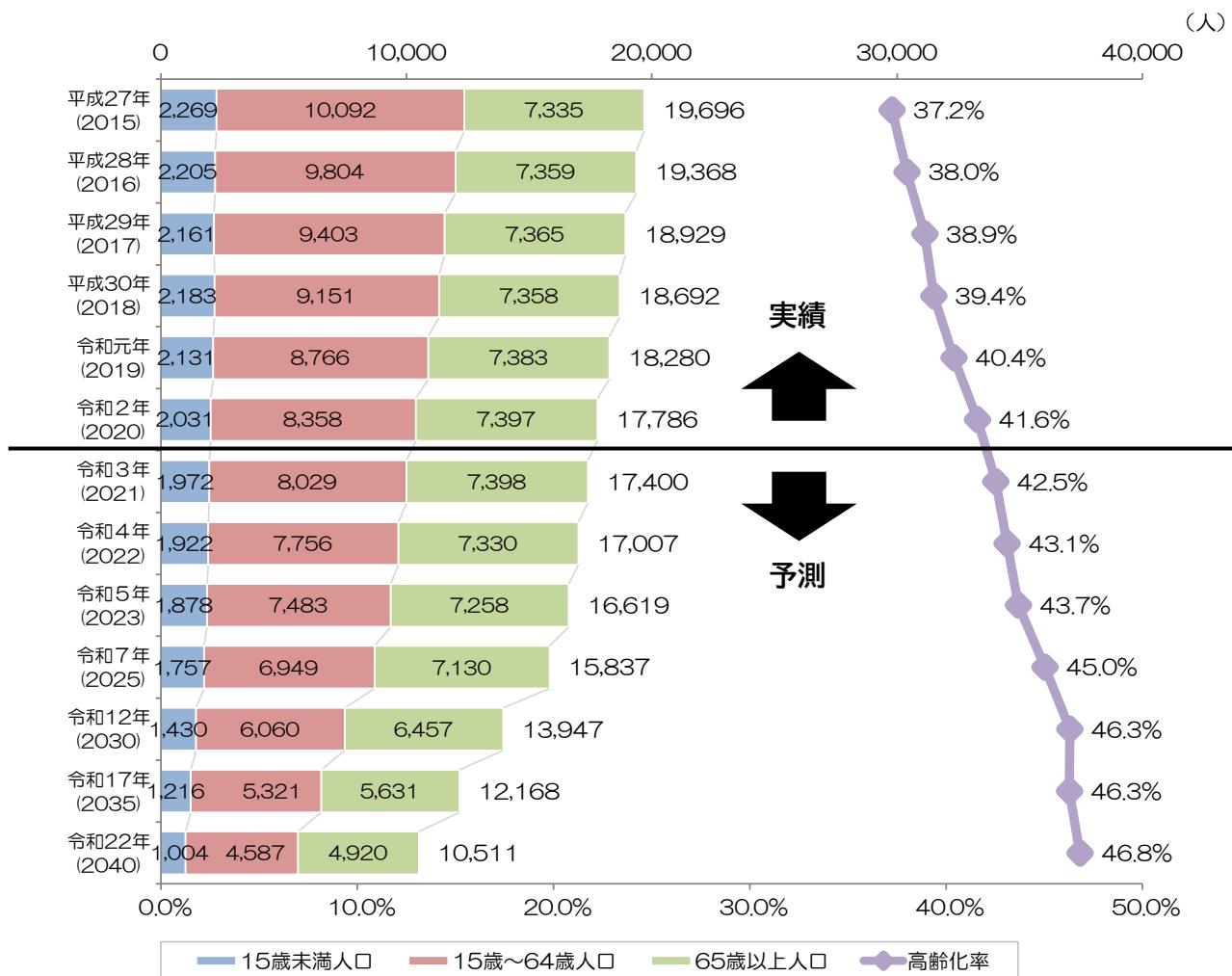
1 高齢者人口等の状況

本市の総人口は、減少傾向で推移しています。

一方、高齢者人口（65歳以上人口）は、同程度の水準で推移してきたものの、高齢化率は、64歳以下の人口、特に15歳～64歳人口（生産年齢人口）の減少により、上昇傾向で推移しています。

今後の見込については、高齢者人口は減少傾向に転じることが予測され、令和22年（2040年）には、令和2年（2020年）の7,397人から33.5%減の4,920人が見込まれています。

一方、高齢化率については、今後も上昇することが予測され、令和22年（2040年）には、令和2年（2020年）の41.6%から5.2ポイント増の46.8%が見込まれています。



※実績値は串間市「住民基本台帳人口（各年10月1日時点）」、推計値は平成27年～令和2年の各年10月1日時点の住民基本台帳人口を基にしたコーホート変化率法による人口推計より作成

III 計画の基本的な考え方

1 基本理念

〈基本理念〉

住み慣れた地域で支え合いながら、
安心して自分らしく暮らし続けられる串間の実現

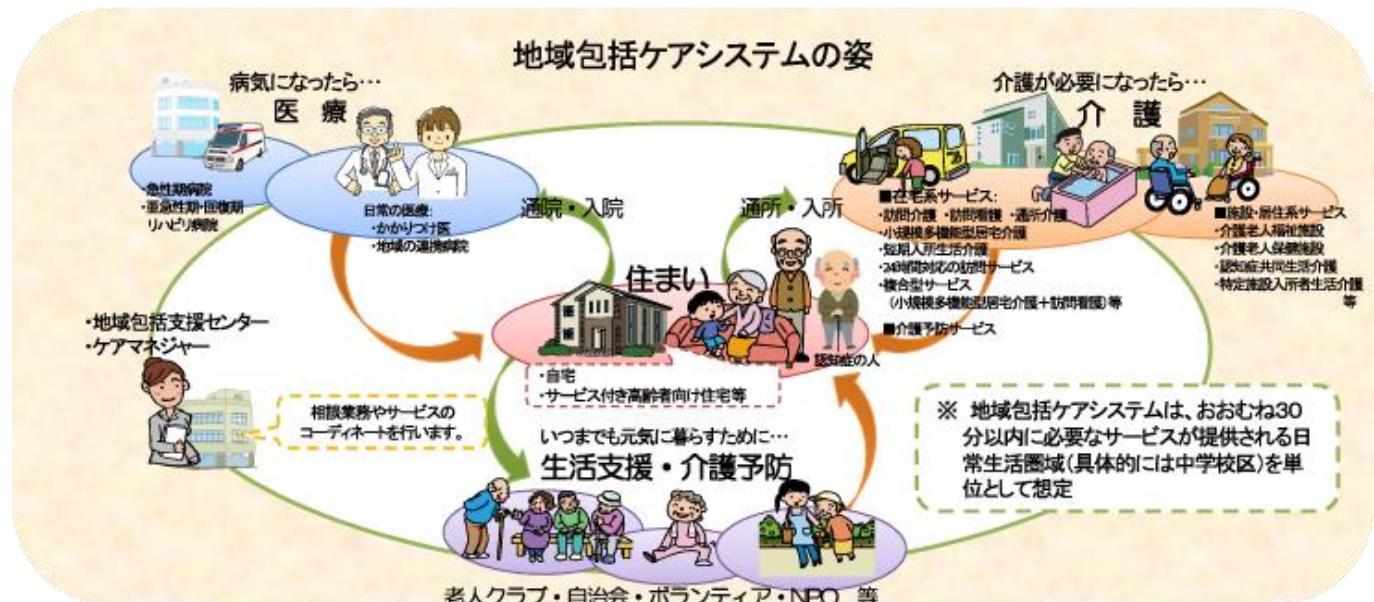
基本目標 1 高齢者が活躍できる社会の実現

基本目標 2 介護予防と自立支援の推進

基本目標 3 安心して暮らせる地域の実現

基本目標 4 介護保険制度の円滑な運営

これまでの取組を更に充実させていくとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進の考え方を踏まえながら、地域全体で支え合い、個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、安心して生活していくことができる地域づくりを着実に推進していく必要があることから、第7期計画の基本理念「住み慣れた地域で支え合いながら、安心して自分らしく暮らし続けられる串間の実現」を踏襲するとともに、4つの基本目標を定め、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進していきます。



※厚生労働省ホームページより

2 重点施策

基本理念の実現のため、アンケート調査結果や今後の人囗推計及び本市におけるサービス事業の現況を踏まえ、串間市が重点的に取り組むべき6つの重点施策を設定し、本市の課題解決に向けた取組の重点的な推進を図ります。

(1) 包括的支援体制の強化

保健・医療・福祉・教育等の各分野における関係機関・団体等が連携し、地域住民による助け合い・支え合いと連動した、包括的支援体制に向けた取組を推進します。

(2) 支え合いによる生活支援の推進

地域ケア会議の開催や、支援困難事例等のミクロ視点による課題の把握等により、行政や生活支援コーディネーター、関係機関が連携して、地域力を基盤に地域に不足する担い手等の社会資源の創出を推進します。

また、生活支援コーディネーターを通して、自治会や民生委員、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援を担う協働体制の構築及び充実・強化を図り、地域の支え合いや助け合いにより、要介護状態になっても高齢者が生活を継続できる地域の実現を目指します。

さらに、行政や社会福祉協議会、関係事業者のほか、生活支援コーディネーターや協議体を中心に高齢者の社会参加を推進し、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを推進します。

(3) 在宅医療と介護連携の推進

本市の医療の中核を担う串間市民病院を中心に市内診療所、南那珂医師会等の関係機関との連携を図るとともに、日南市とも連携を図りながら、二次医療圏域としての在宅医療の実施に係る体制整備を図ります。

また、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の高齢者に対し、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、切れ目のない充実したサービスの提供が実現できるよう、地域における在宅医療及び在宅介護の関係者の連携を推進するための体制の整備を図ります。

(4) 認知症施策の推進

認知症疾患医療センターと連携し、医療と介護の専門職による早期対応・早期治療の体制に取り組むとともに、支え合いと助け合いの地域づくりを進め、本人が尊厳と社会的役割を持ちながら、いつまでも住み慣れた地域で安心して住み続けることができる地域の実現を目指します。

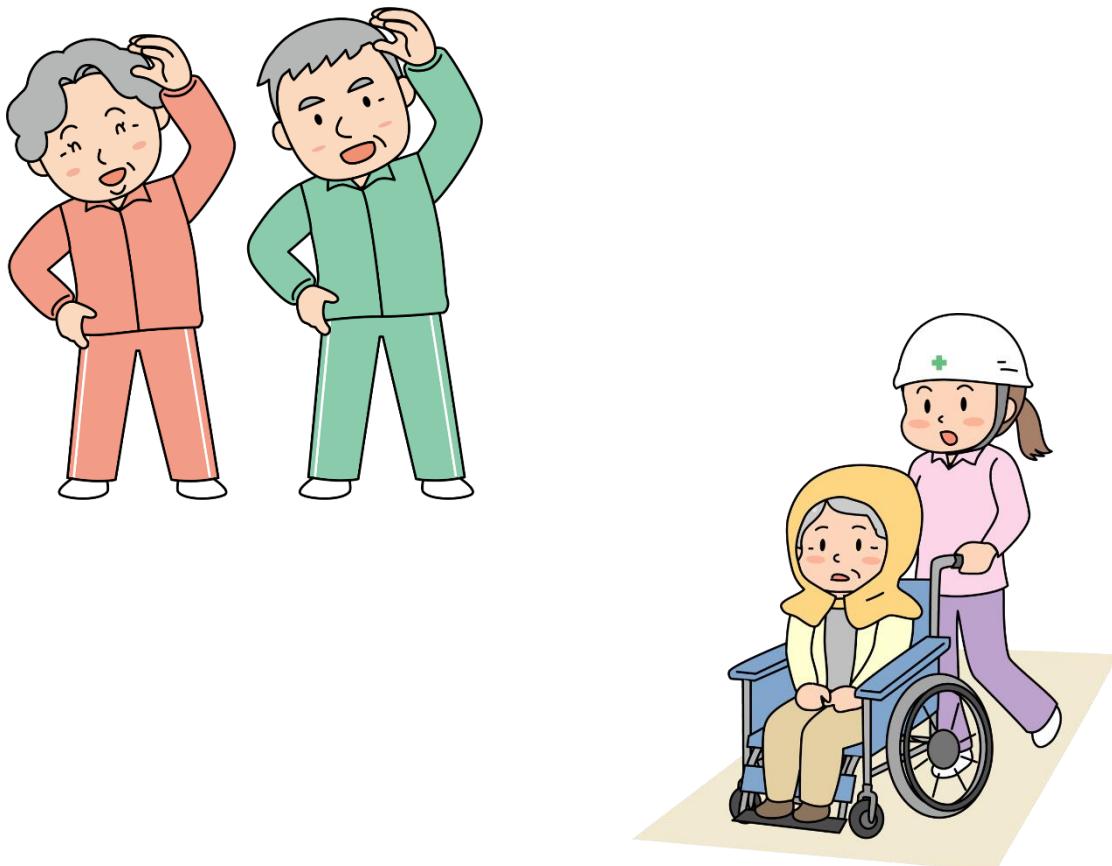
(5) 介護予防、自立支援・重度化防止の推進

市民や事業者等の地域全体への介護予防・自立支援に関する普及啓発、介護予防の通いの場の拡大、リハビリテーション専門職等との連携や口腔機能向上・低栄養防止に係る活動の推進、多職種協働による自立支援型地域ケア会議の開催による自立支援型ケアマネジメントによる重度化防止等に積極的に取り組むとともに、医療・介護・健康づくり部門の庁内連携を密にし、介護予防と保健事業の一體的な実施を推進していくことで、高齢者のQOL（生活の質）を可能な限り向上させることで、生涯現役でいることができる地域の実現を目指します。

(6) 介護保険サービスの提供体制の確保

介護人材不足対策について、国が推し進める介護現場におけるロボットやＩＣＴの活用等による業務の効率化、多様な人材の活用等による人材確保に関する動向を注視しながら、本市における取組の実施について検討していくとともに、介護人材の確保等に資する国や県等が行う各種事業の事業所等に対する周知や、介護人材養成のための本市独自の講座開催等による人材確保に努めます。

また、災害・感染症対策について、国が定めた指針等を踏まえ、県や日南保健所、事業所等と連携を図りながら、災害発生や新型コロナウイルス感染症の流行等により、介護保険サービス利用者の安全が脅かされたり、介護保険サービスの提供が途切れたりすることがない体制づくりに努めます。



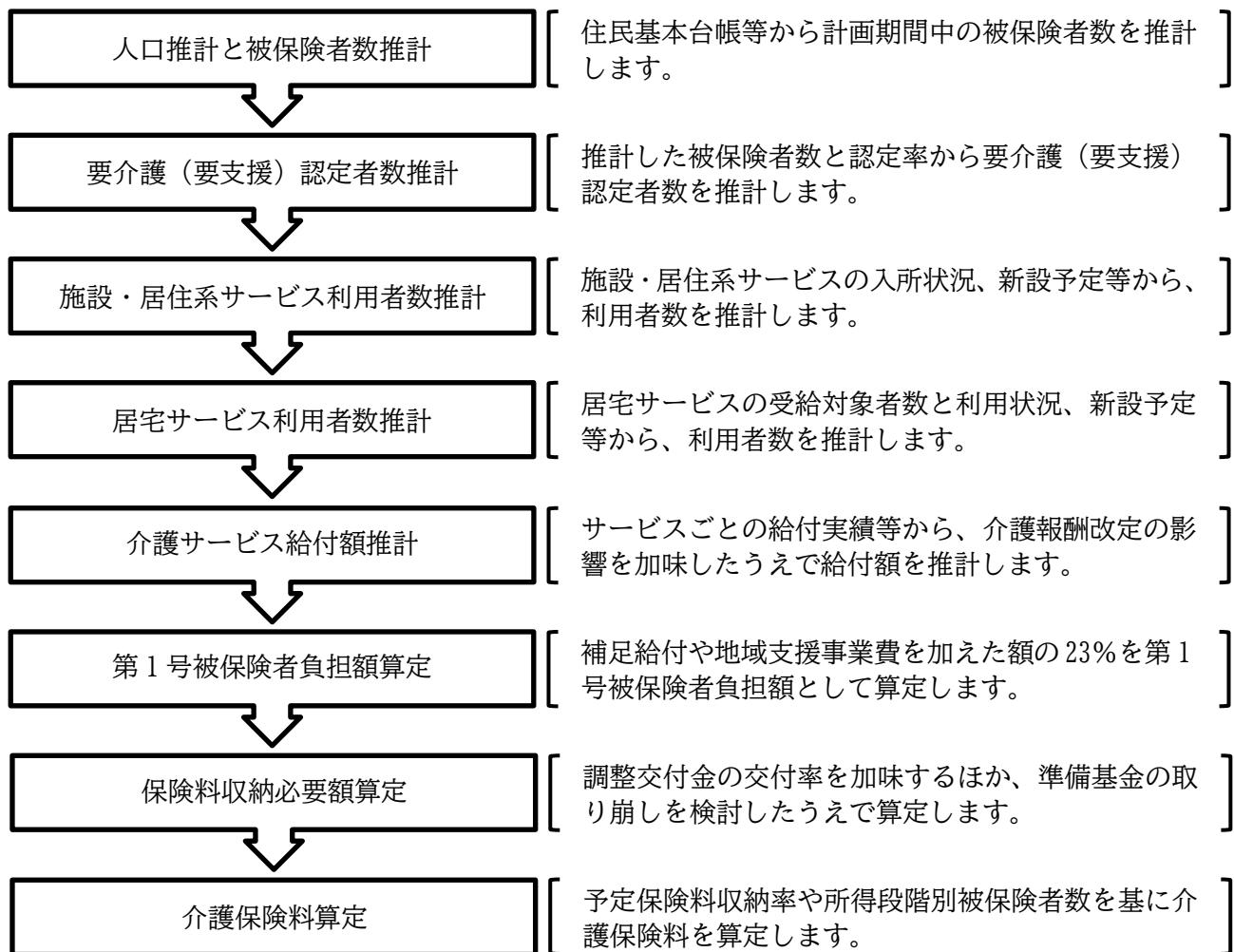
3 基本目標・基本施策

基本目標	基本施策	取組
1 高齢者が活躍できる社会の実現	(1) 生きがいづくり (2) 社会活動への参加の推進	①生涯学習の推進 ②シルバー人材センター ③高齢者クラブ ①いきいきサロン活動 ②ボランティアセンター
2 介護予防と自立支援の推進	(1) 介護予防の充実 (2) 自立支援・重度化防止の推進	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業 ①地域ケア会議の充実 ②リハビリテーションサービスの提供体制の確保
3 安心して暮らせる地域の実現	(1) 相談支援機能の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 医療と介護の連携	①総合相談事業 (地域包括支援センターの運営) ②介護予防支援事業 (ケアマネジメント) ①成年後見制度利用支援・促進事業 ②高齢者虐待対応 ③日常生活自立支援事業 ①地域の医療・介護資源の把握 ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ④医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑥医療・介護関係者の研修 ⑦地域住民への普及啓発 ⑧在宅医療・介護連携に関する二次医療圏内の連携

基本目標	基本施策	取組
3 安心して暮らせる地域の実現 (続き)	(4) 認知症施策の推進	①認知症サポーターの養成、認知症キャラバン・メイトの育成 ②チームオレンジの構築 ③認知症ケアパスの活用 ④認知症地域支援推進員の活動の推進 ⑤認知症初期集中支援チームの活動の推進
	(5) 住まい・暮らしの確保	①市営住宅整備の推進 ②養護老人ホームへの入所措置 ③持続可能な地域公共交通ネットワークの構築 ④買い物に対する支援 ⑤高齢者の交通安全対策 ⑥高齢者に係る地域安全対策 ⑦ごみ処理に対する支援 ⑧高齢者の見守りの推進 ⑨在宅安心サポート事業
	(6) 生活支援と家族介護支援の充実	①生活支援体制整備事業 ②配食による栄養改善及び見守り ③ねたきり老人等介護手当（ねたきり高齢者等介護手当） ④家族介護者の仕事と介護の両立への支援
4 介護保険制度の円滑な運営	(1) 介護給付サービスの提供	①居宅介護（予防）サービス ②地域密着型介護（予防）サービス ③施設介護サービス ④介護予防支援・居宅介護支援
	(2) 地域支援事業の実施	①地域支援事業
	(3) 介護保険料の算定	①事業費等の見込み ②保険料の算定
	(4) 制度を円滑に運営するための取組	①介護保険事業所の指定・指導 ②介護給付等費用適正化推進事業 ③低所得者への配慮 ④介護人材の確保・育成 ⑤災害及び感染症対策

IV 介護保険料の算定について

本市の高齢者の現状を踏まえ推計した今後のサービス見込量等に基づき、第8期計画期間、令和7年度（2025年度）及び令和22年度（2040年度）における介護保険料の算定を行いました。



1 介護保険の財源構成

介護保険の財源は、40歳以上が納める介護保険料と国・各都道府県・各市町村が負担する公費によって構成されています。

利用者負担を除いた分について、基本的な負担割合は、第1号被保険者（65歳以上）が23%、第2号被保険者（40歳～64歳）が27%、残りの50%を国や県、市が負担することとなっています。

国が負担する割合のうち5%程度については、調整交付金として、後期高齢者比率や第1号被保険者の所得段階別加入割合による市町村間の保険料格差の解消に用いられており、市町村ごとに交付割合が異なっています。

2 第8期計画期間における介護保険料の算定

(1) 介護保険料基準額の算定

標準給付費見込額 + 地域支援事業見込額	7,991,295 千円
× 第1号被保険者負担割合	23 %
= 第1号被保険者負担分相当額	1,837,998 千円
	
+ 調整交付金相当額	388,933 千円
- 調整交付金見込額（令和3～5年度分の合計）	807,951 千円
令和3年度（調整交付金見込交付割合：10.75%）	279,420 千円
令和4年度（調整交付金見込交付割合：10.41%）	268,861 千円
令和5年度（調整交付金見込交付割合：10.00%）	259,670 千円
- 準備基金取崩額	130,500 千円
= 保険料収納必要額	1,288,480 千円
	
÷ 予定保険料収納率	98.80 %
÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数（3年間）	19,759 人
= 保険料の基準額（年額）	66,003 円
	
÷ 12 か月	
= 保険料の基準額（月額）	5,500 円

(2) 所得段階別保険料額

区分	対象者	保険料率	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	生活保護の受給者 世帯全員が住民税非課税 (合計所得金額 + 課税年金収入 ≤ 80万円)	0.30 (0.50)	19,800円 (1,650円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税 (合計所得金額 + 課税年金収入 ≤ 120万円)	0.50 (0.70)	33,000円 (2,750円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税 (第1・第2段階以外)	0.70 (0.75)	46,200円 (3,850円)
第4段階	本人が住民税非課税 (公的年金収入 + 合計所得金額 ≤ 80万円)	0.90	59,400円 (4,950円)
第5段階	本人が住民税非課税 (第4段階以外)	1.00	66,000円 (5,500円)
第6段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が基準所得金額（120万円）未満	1.20	79,200円 (6,600円)
第7段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が基準所得金額（210万円）未満	1.30	85,800円 (7,150円)
第8段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が基準所得金額（320万円）未満	1.50	99,000円 (8,250円)
第9段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が基準所得金額（320万円）以上	1.70	112,200円 (9,350円)

※厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」を活用した推計

第1段階から第3段階については、公費負担により軽減された後の保険料率及び保険料を示している。
保険料率の括弧内の数値が軽減前の保険料率

介護予防について

本市では、楽しみながら継続できる介護予防の取組として、下記の介護予防教室等を実施しています。対象年齢は65歳以上で参加料金は、無料です。

教室等への参加や立ち上げに関するご質問等ございましたら、「医療介護課介護保険係」まで遠慮なくお問い合わせください。

1 いきいき元気教室

基本的には自治会単位の地域で実施する、住民による自主運営型の教室です。

調整可能な錘（おもり）を使い、筋力維持・増加のための体操を行います。

まだ実施していない自治会においては、いきいき元気教室を立ち上げる支援を行います。

2 健幸（けんこう）教室

週に1回、講師の指導のもと、介護予防のための体操やストレッチ、栄養に関する講話等を行います。

3 ふれあいきいきサロン

地域のふれあいの場として、月に1回程度、公民館等で交流やゲーム、茶話会等を行います。

高齢者に関する総合相談窓口について

相談窓口	住所	連絡先
串間市地域包括支援センター	串間市大字西方9365番地8 串間市総合保健福祉センター	TEL：0987-72-0023 FAX：0987-72-1915

本計画や介護予防教室、介護保険等に関するお問い合わせ先

串間市医療介護課 介護保険係

〒888-0001

串間市大字西方9365番地8

串間市総合保健福祉センター

TEL：0987-72-0333

FAX：0987-72-0310